

平成29年10月23日

(宛先) 各 部 局 長

財 務 部 長

平成30年度予算編成について

のことについて、「平成30年度予算編成方針」を策定したので、この方針に基づき、平成30年度の予算編成に取り組むこととする。

平成30年度の財政見通しは、引き続き、極めて厳しい状況が続くものと考えているが、そのような中にあっても、第2次総合計画をはじめ各種計画に位置付けた施策を着実に推進し、「人・まち・自然が調和する 活力都市とやま」を目指して、富山市が未来に向かって大きく発展し、市民一人ひとりが将来に希望を持てるような予算となるようにしなければならない。

各部局においては、全職員が市全体を意識しながら、十分に議論を行うとともに、前例にとらわれることなく、あらゆる施策に創意と工夫を凝らして予算編成に取り組むよう、命によって通知する。

平成30年度予算編成方針

1 国の経済財政運営の動向

(1) 我が国の経済情勢等

我が国の景気は、緩やかな回復基調が続いているとされている。

また、先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されている。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるとされている。

(2) 国の予算編成の動向

国の予算編成においては、昨年に引き続き、概算要求基準では年金・医療等にかかる経費などを除く裁量的経費について対前年度比10パーセント削減としていたが、高齢化に伴う社会保障関係費の自然増や、概算要求基準で歳出の上限を設定しなかったこと、さらには人材投資や地域経済・中小企業・サービス業等の生産性向上に資する施策などに重点配分する約4兆円の「特別枠」を設けたことなどにより、一般会計の概算要求総額は、4年連続で100兆円を超えてい。

また、幼児教育の無償化などについては、財源確保の課題から、金額等は予算編成過程で検討することとされており、今後とも、国の動向を十分に注視していくなければならない。

(3) 地方自治体を取り巻く状況

地方税収が回復傾向にある一方で、少子超高齢社会の進展などに伴い社会保障関係経費が増加するとともに、臨時財政対策債の発行などにより平成29年度末の地方の借入金残高が約195兆円と見込まれるなど、地方財政は、極めて厳しい状況が続いている。

また、国の予算編成の内容次第では、一段と厳しい財政運営を求められることも考えられる。

こうしたなか、地方自治体は、分権型社会の実現に向けた的確な行政運営を推進するため、地方の創造性・自立性を高めるとともに、簡素で効率的な行政を

実現するため、定員管理や給与の適正化、民間委託の推進など、引き続き、行財政改革に強力に取り組むことが重要となっている。

2 富山市の財政運営の現状とまちづくりの主要課題

(1) 富山市の財政状況

本市の平成30年度の財政見通しは、歳入では、個人市民税は、給与所得の増により若干の增收が見込まれ、固定資産税については、評価替えがあるものの、土地は、ほぼ同額、償却資産は、設備投資が好調であることから増と見積もっており、固定資産税全体では、若干の增收を見込んでいる。しかしながら、地方交付税の市町村合併に関する支援措置が、段階的に縮小される3年目となることなどから、一般財源総額については、本年度の当初予算を下回る見込みである。

一方、歳出では、公債費は減少するものの、扶助費等の増加によって義務的経費が依然として高い水準にある。また、第2次総合計画をはじめ各種計画に位置付けた事業の着実な進捗、少子超高齢社会への対応、地域経済の活性化に資する事業の推進はもとより、小・中学校の耐震化や、道路・橋りょうなどの社会資本の老朽化対策を推進させる必要がある。

このような状況から、平成30年度は、本年度と同様に、極めて厳しい財政状況となることが予想される。

(2) まちづくりの主要課題

このように厳しい財政状況ではあるが、総合計画に位置付けた施策を着実に推進し、本市が目指す都市像「人・まち・自然が調和する 活力都市とやま」の実現のため、

- ① 多様な人材の育成と地域への定着
- ② 少子高齢化と人口減少への対応
- ③ すべての世代の健康・安心な生活の実現
- ④ 集約化（拠点化）とネットワークの整備
- ⑤ 環境政策の推進
- ⑥ 産業活力の強化

など、まちづくりの主要課題に引き続き取り組む必要がある。

3 平成30年度予算編成の基本的考え方

(1) 財政の健全性の堅持

平成30年度の予算編成にあたっては、財政の健全性を堅持するため、市税等の一般財源の確保に努めるとともに、聖域なき歳出の抑制を図り、見込みうる一般財源の範囲内で予算の重点的・効率的な配分に努めなければならない。

また、将来にわたって持続可能な健全財政を確保するため、市債発行ができる限り抑制するとともに、発行にあたっては、地方交付税措置等の財政支援がある有利な市債を活用することとする。

(2) 事務事業のゼロベースでの見直し

聖域なき歳出の抑制のためには、無駄の排除、コスト削減、事業の評価など、あらゆる視点から徹底した事務事業の見直しが不可欠である。

このため、事務事業をゼロベースから見直すことを基本とするとともに、

- ・ 発想を抜本的に転換し、事業の厳選を図る。
- ・ 行政直営方式を見直し、民間委託、民営化など民間の力を活用する。
- ・ 適正な受益者負担を求め、全体として市民負担の増加を回避する。
- ・ 真に必要な人に必要なサービスを、選択的に提供する。

などの観点から、徹底的な見直しを行うこととする。

(3) 予算の重点的・効率的な配分

「人・まち・自然が調和する 活力都市とやま」の実現を目指して、次の取組みを重点施策とし、限られた財源の重点的・効率的な配分を行うこととする。

- ① 出産・子育て環境の充実と女性の活躍推進
- ② 在宅医療・介護の連携など地域包括ケア体制の推進と元気な高齢者の活躍推進
- ③ 第2次環境未来都市計画及び第3期中心市街地活性化基本計画に位置付けられた事業の着実な推進

- ④ 公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくりの推進
- ⑤ 企業立地の促進及び産業の振興による地域経済の活性化
- ⑥ 新時代に対応した人材育成のための教育の充実

(4) 通年予算

平成30年度当初予算は、通年予算として編成するので、年度内に予測されるすべての経費を要求することとする。

したがって、平成30年度補正予算は、災害復旧費や社会経済情勢の変化などに伴う喫緊の課題に対応するものに限ることとする。

4 平成30年度予算要求基準

予算編成にあたっては、次に掲げる予算要求基準を設定するので、部局ごとに、その基準に従って、予算要求すること。

なお、年度内に予測されるすべての歳入、歳出を漏れなく予算要求すること。

(1) 政策的経費

- ① 政策的経費の要求基準額は、次の②から⑦に掲げる経費を除き、一般財源ベースで、平成29年度当初予算額（肉付け予算として、平成29年度6月補正予算で計上した経費を含む。）に大幅な増減が予想される事業を加味した金額から、総合計画に係る事業（総合計画）はマイナス10%、総合計画以外の事業（その他）はマイナス20%の額の範囲内とする。
- ② 扶助費については、所要額とする。
- ③ 繙続費及び債務負担行為については、契約額とする。
- ④ 県施行事業負担金については、所要額とする。
- ⑤ 繰出金については、所要額とする。
- ⑥ 災害復旧費については、最低限の必要額とする。
- ⑦ 雪対策事業（除雪対策事業及び消雪対策事業。但し、除排雪機械購入費や消雪装置設置費等の投資的経費を除く。）については、所要額とする。

(2) 経常的経費

- ① 人件費、扶助費、公債費等の義務的経費については、所要額とする。ただし、扶助費に含まれる事務費に類する経費については、平成29年度当初予算額から、事業費ベースで、委託料は同額、その他はマイナス3%の範囲内とする。
なお、扶助費の対象者増等については、過大見積もりによる精算補正が生じないよう、厳正に見積もること。
- ② 事務・施設管理的経費については、事業費ベースで、委託料は平成29年度当初予算額と同額、その他はマイナス3%の範囲内とする。(通知済み)

5 予算要求にあたっての留意事項

(1) 行財政改革の推進

将来にわたる都市経営の視点をもった行政運営への転換を目指し、自立的で持続可能な行財政運営が行えるよう、行財政基盤の強化を図るため、「富山市行政改革大綱」及び「第3期富山市行政改革実施計画」に沿って、定員管理の適正化の推進、事務処理の効率化等の改革に一層積極的に取り組むとともに、事業の実施にあたっては、コスト意識や経営感覚を持って行うこと。

(2) 事務事業評価による見直し

全ての事業について、「Plan（予算編成）—Do（予算の執行）—Check（評価・検証）—Action（予算への反映）」のサイクルの手法を取り入れながら、事務事業の必要性・補完性・効率性・有効性に着目して実施する「事務事業評価」に基づき、徹底的な見直しを行うこと。特に、必要性については、ゼロベースでの見直しを行うこと。

そのうえで、終期設定がなされている事業は着実に廃止するとともに、事業効果が薄れている事業は廃止・休止を検討すること。さらに、当面継続する事業も、課題・問題を整理の上、改善へ向けた方向性や方法を示すこと。

(3) ファシリティマネジメントの推進

『富山市公共施設等総合管理計画』における公共施設等の管理に関する基本的

な考え方などを踏まえ、長期的な視点をもって、施設の長寿命化対策や、統廃合・民間譲渡などについても検討を進めること。

引き続き維持する施設については、業務委託や指定管理者制度を推進し管理運営の効率化を進めるとともに、中長期のトータルコストを意識しながら、有効な管理、活用を図り経費の削減を図ること。

また、公共施設の改修・更新等については、既存の公共施設の集約化・複合化を十分検討するとともに、富山市PPP／PFI手法導入優先的検討規程に基づき、PPPによる整備を優先的に検討し、民間事業者の資金とノウハウの活用を図ること。

(4) 国等の予算編成の動向の把握

国の概算要求では、一般会計の要求総額が4年連続で100兆円を超えており、予算編成過程での要求額の圧縮が課題となっている。

このため、国庫補助負担金等については、国の予算編成の動向に注視し、国や県と十分に連携を取りながら、情報を的確に把握して、慎重かつ適切に見積もること。

同様に、県の予算編成の情報についても的確に把握すること。

(5) 市債の適切な活用

市債については、世代間の負担の公平性という趣旨を踏まえ、適正かつ効果的な市債活用を図ること。

また、本市の市債残高が高水準にあることから、各部局においても市債を活用する事業の必要性について十分に検討を行うとともに、財政健全化判断比率等の財政指標や基礎的財政収支（プライマリーバランス）に留意するなど、後年度の財政負担にも十分配慮すること。

(6) 特別会計・企業会計

特別会計・企業会計については、民間企業の経営感覚と経営ノウハウを取り入れ、経営改革に努めるとともに、会計の必要性や事業の存続にまで踏み込んで検討し、見直しを行うこと。

予算要求にあたっては、設置目的に鑑み、独立採算制を基本とし、使用料、手数料及び財産収入等の適正化に一層の努力を払い、安易に一般会計からの繰入金に依存しないこと。

なお、総務省基準に基づかない特別会計・企業会計への繰出金については平成29年度当初予算額以下に抑制するとともに、一般会計と同程度以上の予算要求基準を設定し、必要最少の所要額を見積ること。

(7) 外郭団体等の見直し及び予算要求

外郭団体等については、市に依存しない自主独立の経営体質への変革が必要である。現在、「富山市外郭団体のあり方検討委員会」において、学識経験者等により、外郭団体の役割等を検討中である趣旨を踏まえ、一層のサービスの質や効率性を高めるなどの改革を行っていくための見直しを行うこと。

なお、維持管理費や事務費等の運営経費の要求は、平成29年度当初予算額から、事業費ベースで、委託料は同額、その他はマイナス3%の範囲内とすること。

(8) 部局間の連絡調整

他の部局に関連する事業については、事前に十分な調整を図り、重複を避け、統一性を欠かないよう留意すること。

6 個別留意事項

(1) 歳入に関する事項

① 財源の確保

市税や、国・県支出金等の確保に努めることはもとより、新たな財源や有利な財源の確保についても積極的に努力すること。特に、国庫支出金については、独自の地域政策を積極的に提案していくことで、国の財政支援を受けることに努めること。

② 市税

市税収入は、財政運営の根幹をなすものであることから、社会経済情勢の変

動や税制改正の動向等に留意するとともに、十分な調査により潜在している課税客体の完全捕捉に努めるなど、適正に見積ること。

また、公平性の観点からも、未収金や滞納分を確実に減らすための効果的な対策を進め、徴収すべき歳入の確保に努めること。

③ 地方譲与税

国の税制改正の動向に注視し、適正に見積ること。

④ 分担金・負担金

特定個別の便益があるものについては適正な負担を求めるという、受益者負担の原則に従い、負担の適正化を図ること。

⑤ 使用料及び手数料

特定の行政サービスに要する経費の対価としての観点から、使用料及び手数料は、事業に要する経費を賄える額とすべきものであり、法令により決定されるものを除き、原則として平成25年度以降改正されていないものについては、見直しを図ること。

また、市税と同様、徴収すべき歳入の確保に努めるとともに、現在実施している使用料の減免についても、実態に即して適宜見直すこと。

⑥ 国・県支出金

国・県の予算編成の動向に十分留意し、適正に見積ること。

⑦ 財産収入

財産運用収入については、財産の適正な管理のもとに極力有利に運用し、増収を図ること。また、普通財産のうち、売却可能なものについては極力売却を行い、未利用財産の縮減と維持管理費の削減に努めること。

⑧ 市債

公債費負担が高水準にあることから、事業費の財源には、原則、市債以外の

財源を充てること。その上で、やむを得ず市債を計上する場合には、地方交付税措置等の財政支援がある有利な市債の活用を図ること。なお、平成29年度から交付税措置が拡充された、公共施設等適正管理推進事業債の活用についても検討すること。

また、市債の要求にあたっては、事業の適債性、充当率、計上額などについて、事前に財政課へ相談すること。

なお、次の地方債については、その取扱いに十分注意して要求すること。

ア 財政課への事前協議が必要な地方債

・辺地対策事業債、過疎対策事業債

イ 予算要求では計上してはいけない地方債

・行政改革推進債

⑨ 基金繰入金

基金の取崩しについては、今後の財政運営を考慮して判断する必要があることから、財政課と協議のうえ計上すること。

⑩ その他の収入

金額の多少を問わず貴重な財源という認識に立ち、增收に努めること。

(2) 歳出に関する事項

① 経費区分

要求にあたっては、義務的経費、事務・施設管理的経費、政策的経費（総合計画、その他）の区別別に要求すること。

② 事業費の積上げ

ア 最少の経費で最大の効果が發揮できるよう創意と工夫に努めること。

イ 長期的な視野に立って、関連事業、管理運営等を含めた、将来にわたる財政負担などを十分に調査したうえで事業を組み立てること。

ウ 事業の内容により継続費、債務負担行為の設定が必要な場合には、後年度の財政負担を十分考慮すること。

エ 適正な積算が必要である建築や土木工事費の積算は、事前に設計担当課に協議すること。

オ 通常業務に必要な事務経費については、経常経費において要求することとし、特定の政策的経費の事業実施に伴い、どうしても必要となる事務経費は、必要最小限のものを事業費とともに見積もること。

カ その他、別紙、「⑧ 各歳出項目の積算について」に留意して、要求すること。

③ 補助事業

ア 所管省庁の予算要求等に十分留意し、県担当課とも事前に協議のうえ計上すること。

ただし、新規の補助事業等については、事業効果や国・県の事業期間等を十分に調査・検討し、安易な受け入れを行わないこと。

一方、国の制度改正等によって、本市においても必ず取り組まなければならない事業等については、本市においても当初予算に計上するように努めること。

イ 国の公共投資関係費の動向にも十分に留意するとともに、事業効果等を勘案しながらその選択を行うこと。

ウ 国・県補助事業にかかる市費の継ぎ足しについては、負担区分を明確にし、超過負担の解消に努めること。

エ 国・県補助事業が廃止又は縮減される場合において、市債や一般財源への財源振替による継続実施は、原則、認めないので、事業の廃止又は見直しを行うこと。

特に、国庫補助金を財源として県で造成した基金による補助事業などのうち、平成29年度で補助対象となる事業期間が終了するものについては、原則として事業終了とし、一般財源への振替えによる平成30年度以降の事業継続は認めないこととする。

④ 単独事業

ア 国・県補助事業との関連、並びに事業効果等について十分考慮すること。

イ 補助金等については、従来から継続して見直しを行ってきたところであるが、さらに厳しく再点検を行い、特に、目的を達成したもの、補助金額が零細なもの、社会経済的な実情に合わなくなつたもの、補助効果が乏しいもの等については、積極的に廃止に努めるほか、統合、終期設定等、その整理・合理化に努めること。

⑤ 情報システム関連経費

情報システム関連経費の予算計上については、システムの必要性や経費の妥当性、また導入後の運用経費等を十分検討するとともに、必ず情報統計課の導入審査を受け、審査結果に基づいて予算要求すること。

また、既存のシステムについても、保守・運用等の合理化を図り、経費の節減に努めること。

⑥ 経費の節減

ア 前年から継続する事務事業の積算にあたっては、漫然と前年同様の積算基礎によることなく、物価の変動等に伴い節減できる経費を厳正に見積り、経費の節減に努めること。

イ 物品購入、業務委託の予算要求のための参考見積りの徵収にあたっては、市場価格を適切に反映するために、複数の入札参加有資格者から徵収するとともに、契約の性質及び目的に応じ、内容ごとの積算内訳を示すよう依頼すること。

ウ 集客が少ないイベントやシンポジウム、講演会、あるいは、竣工式等については、その効果や必要性について十分に検討し、見直しを行うこと。

また、これらを実施する場合には、必要最小限の経費とすること。

エ 環境未来都市、環境モデル都市及びエネルギー効率改善都市に選定されていることからも、省資源、省エネルギー対策に十分配慮すること。

(3) 利率等について

基金運用利子、及び長期債にかかる償還利子等については、次の利率で見積ること。

区分		利 率
歳入	基金運用利子	債券運用しているもの 各々約定レート
		上記以外のもの 0. 15 %
歳出	長期債利子	既発債 償還表による積上げ
		平成 29 年度以降の借入れ予定分 1. 0 %
	一時借入金利子	0. 5 %

(4) その他の事項

① 予算編成日程

ア 要求締切日 10月30日（月） 義務的経費の締切
11月17日（金） 政策的経費の締切

イ 審査方法

区分	審査担当者	説明員	審査日程	審査場所
義務的経費	財政課長		11月中旬	
政策的経費	財務部長	部局長・次長・課長	12月中旬	801会議室
復活要求	市長	部局長・次長・課長	未定	庁議室

② 提出書類

別紙「提出書類について」によること。

(別紙)

◎ 各歳出項目の積算について

1 人件費

職員給与については、平成29年10月1日現在の人員を基礎として、後日、職員課から通知するものを計上すること。

2 賃金

賃金については、事務処理の能率的改善、行政運営の簡素化等により極力抑制すること。また、職員課と協議済のものについてのみ計上すること。

3 報償費

研修会、講習会等講師謝礼については、職員研修所の基準により見積ること。

また、研修会、講習会等については、その効果を評価し、必要に応じて統廃合等を行うこと。

4 旅費

用務の内容、緊急度を再検討し、必要最少の人数、日数、回数により積算することとし、総会・大会等の形式的参加は厳に慎むこと。

5 需用費

維持管理にかかる経費を可能な限り節減するとともに、引き続き、省資源・省エネルギー対策に十分配慮すること。

(1) 消耗品費

在庫管理を徹底し、節減に努めること。

各所属独自による被服の貸与については、適切な更新期間毎に実施する場合、又は著しい損耗に対する補充の場合に限ること。

(2) 燃料費及び光熱水費

石油製品等は、使用数量を的確に把握し、創意と工夫により節減を徹底すること。

(3) 食糧費

社会通念上相当と認められる範囲内で、必要かつ最小限の額にとどめるとともに、内容についても十分精査し、儀礼的なものについては、原則、廃止すること。

(4) 印刷製本費

可能な限り府内印刷等を活用するほか、内容を精査し、類似刊行物の整理統廃合を検討するとともに、ペーパーレス化や、頁数・印刷部数・紙質等の見直しに努めること。

(5) 修繕料

施設の管理にあたっては、常に点検を行い、その効用を長期間十分発揮させるとともに、機能を持続させるよう計画的な維持修繕に努めること。

6 役務費

通信運搬費、手数料については、実績等により適正な額を見積ること。

また、車検手数料など、他の経費に伴う手数料を忘れずに要求すること。

7 委託料

委託業務の内容について再検討し、人員、日数、回数等の見直しを行い、節減に努めるとともに、競争原理の導入により適正かつ妥当な額で見積ること。

箱物等の設計委託については、工事のコスト縮減を図るだけでなく、必要最小限の面積、仕様にするとともに、積雪寒冷地という場所柄を勘案し、完成後の維持管理費（光熱水費、修繕費等）にも留意するなど、トータルコストを最少に抑える設計とすること。

指定管理者への委託料については、債務負担行為で設定した年割額で要求すること。

8 使用料及び賃借料

関連する諸会議の整理合理化や、使用料が必要のない市有施設を活用するなど、その効率的な運用と使用料等の節減に努めること。

また、物品を調達するにあたっては、リースとするか、買取りとするかについて、トータルコストが最少に抑えられるように、最適な調達方式を検討するとともに、

リース契約に際しては、必要最小限の仕様と適正な年限を設けること。

さらに、リース期間の満了後、安易にリースの更新を行うことなく、再リースも含めて経費節減が図られる方法を検討すること。

9 工事請負費

事業の緊急性、行政効果、施設水準（規模・グレード）の適正化等について十分に検討するとともに、公共工事のコスト縮減を図り、超過負担や後年度の負担等についても留意すること。

10 原材料費

数量等は、必要最小限にとどめること。

11 公有財産購入費

公有地の取得については、事業着手時期を十分に考慮するとともに、地価の動向、将来の財政に及ぼす影響等についても十分に配慮し、未利用のまま土地を長期間保有することのないよう計画的に取得すること。

また、遊休財産の活用についても検討すること。

購入価格については、内規や周辺の地価の動向、不動産鑑定等に基づき、適正な単価で見積もること。

土地開発公社保有の土地については、利息負担等を考慮して、計画的に買戻しを進めること。

12 備品購入費

修繕可能なものは極力修繕して使用するとともに、購入にあたっては、数量やグレードに留意して、必要最小限の要求とすること。

また、保有する備品等について、部局間で情報を共有し、不用備品の有効活用を図り、安易な新規購入を行わないこと。

13 負担金、補助金及び交付金

補助金等については、すべてにおいて、必ず見直しを行い、必要不可欠なものに

限って見積ること。

特に、補助金については行政効果を精査するとともに、次の事項に留意すること。

- ① 新規の補助金を設ける場合は、既存補助金等の廃止を前提とし、必ず終期を設定すること。
- ② 全額市補助金で賄われている団体に対する補助金は、原則として認めない。
- ③ 補助団体の運営状況を常に把握し、多額の剩余金が生じている団体については、運営状況等を精査し、補助金額の削減、廃止を行うものとする。
- ④ 事業目的等が類似している補助金については、統廃合を進め、全体額の削減を図ること。

14 扶 助 費

国・県の制度によるものについては、国・県の予算編成の動向を注視し、情報を的確に把握するとともに、社会・経済情勢の動向にも十分に留意し、対象者数及び所要見込額を確実かつ適正に見積ること。

市単独制度のものについては、あらゆる角度から見直しを行うとともに、国・県の制度によるものと同様に、年間所要額を確実かつ適正に見積ること。